

令和 6 年 12 月 12 日

報道関係者 様

守口市報道提供資料

守口市・門真市・四條畷市の 3 市の介護保険事業については、「くすのき広域連合」を設置し、共同して事務を行っていましたが、令和 6 年 3 月 31 日に解散し、現在は各市において事務を行っています。

旧くすのき広域連合の解散後、本市に事務を引継ぐ際に、以下の事案が判明しました。

【事案①】

くすのき広域連合の解散後、銀行口座を廃止する際に、口座内に残金（5,488,920 円）が残っていることが判明したものです。

■確認

旧くすのき広域連合の事務承継市である四條畷市が、銀行に対し開示可能な 10 年間の入出金明細を照会するとともに、旧くすのき広域連合の過去の書類も確認しました。

■対応

調査の結果、残金が生じた原因は不明でしたが、公金であると認められることから、残金を構成市である 3 市（本市、門真市及び四條畷市）の第 1 号被保険者の被保険者数で按分し、各市に返還されることとなりました（守口市への返還金額は、2,459,415 円）。

なお、返還金については、令和 6 年 12 月守口市議会に提出している令和 6 年度守口市一般会計補正予算（第 6 号）にて補正予算を組み、歳入する予定です。

【事案②】

くすのき広域連合の解散後に、本来還付すべき本市市民の介護保険料が還付されていないことが判明したものです。

対象となる市民の皆様へ、ご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

○ケース 1

旧くすのき広域連合が還付通知を発送したものの、口座振込エラーにより未還付となったものです。(対象被保険者数：16人)

○ケース 2

旧くすのき広域連合の事務処理により、過誤納が既に生じていたが、還付通知の発送がなされていなかったものです。

なお、過誤納の理由は、被保険者が同月の納付を2重で行ったことにより生じたものです。(対象被保険者数：48人)

■原因及び対応

ケース1及び2ともに、旧くすのき広域連合から守口市に事務の引継ぎを行う際に、内容確認が不十分だったことが要因です。

両ケースともに、対象者に個別に連絡の上、お詫びし、令和6年12月20日以降順次還付を完了するよう、手続を進めています。

【事案①】 担当者 守口市 高齢介護課 電話：06-6992-1607

【事案②】 担当者 守口市 保険収納課 電話：06-6992-1537